

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 南川 秀春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

件 名	規 格	単位	予定数量	履行場所	履行期限
新町油分離槽清掃役務	仕様書のとおり	ST	2	新町駐屯地	令和6年2月29日
産業廃棄物運搬処分	仕様書のとおり	KG	11,052	新町駐屯地	令和6年2月29日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち 役務の提供等がD以上で格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

第406会計隊・第406会計隊新町連絡班

東部方面会計隊ホームページ（www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin）

4 入札（現場）説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整されたい。

5 入札日時及び会場

令和5年6月20日（火）9：30（開札） 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

6 郵送による入札

封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中（朱書き）と明記した上、入札前日の17時までに第406会計隊契約班必着とする。（事前に郵送による入札を行う旨を連絡すること。）

7 入札条件

- (1) 入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。
- (2) 1回の入札で落札決定できない場合は直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵便による入札参加があった場合には、次のとおりとする。
ア 日時：令和5年6月22日（木）9：30（開札）

8 落札決定方法

- (1) 単価×予定数量の金額で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格を実施調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としなないことがあります。

9 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 違約金
契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除使用とする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 履行遅延賠償
履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の100分の1以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は当該入札者が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合
- (6) 郵便による入札で期日までに未着のもの

11 その他

- (1) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札時までに提出すること。（提出済を除く。）
- (3) 仕様書は陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊事務室にて配布するものとする。
- (4) 入札及び契約に関するお問合せ先
〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班
電話：0279-54-2011（内線2343） FAX：0279-54-6960 担当：飯田

仕様書番号：第 5－9 号
作成年月日：5. 4. 13

新町油分離槽清掃役務 及び産業廃棄物運搬処分

役 務 名	新町油分離槽清掃役務及び産業廃棄物運搬処分	図面番号	1 / 4
種 別	表紙	縮 尺	—
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

- 1 役務件名：新町油分離槽清掃役務及び産業廃棄物運搬処分
- 2 役務場所：群馬県高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地内
- 3 役務概要：油分離槽清掃及び汚泥汲取り処分：4箇所
- 4 履行期限：令和5年9月29日（1回目）
令和6年2月29日（2回目）

5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸規定に基づき実施する。
- (2) 図面と特記仕様書との内容に相違又は明記なき場合、疑いを生じた場合には、全て契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり関係法令を遵守し行うものとする。
- (4) 役務写真はカラー・サービズ版、又は電子データ（jpeg）撮影とし、着工前・作業中・完成後施工後隠蔽部・材料検収及び監督官の指示するものを工事用アルバムに整理の上、提出するものとする。
- (5) 役務に必要な電気・水道等は、すべて請負業者が用意するものとする。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りでない。
- (6) 役務に関する提出書類・申請等は、全て官側の指示する規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。
- (7) 本役務は、役務施工後1年間を保障期間（瑕疵期間）とする。その間発生した不具合については、請負業者の責任により速やかに対処するものとする。
- (8) 本役務で発生した金属くず等の有価物以外の発生材は、全て請負業者が責任を持って場外処分し、マニフェストを速やかに監督官に提出すること。

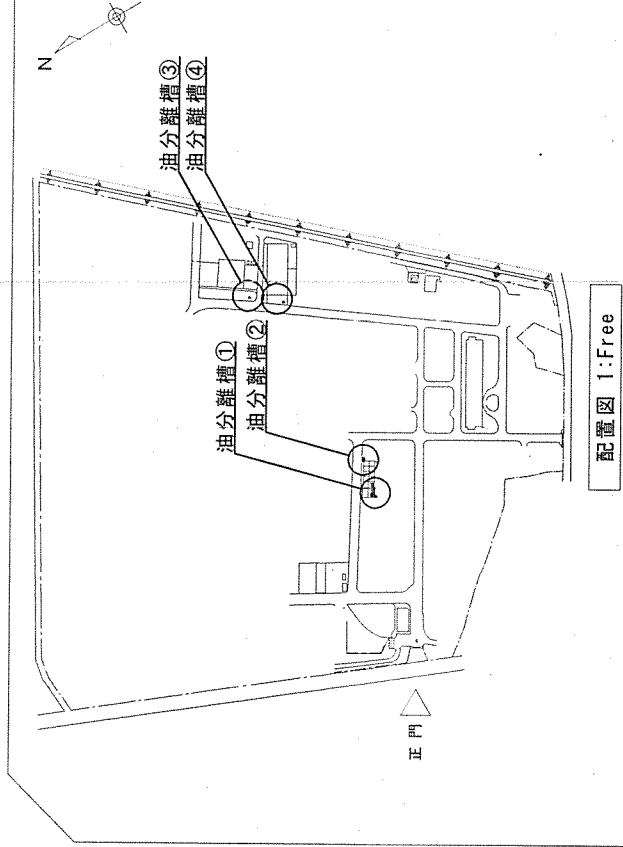
6 特記事項

- (1) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、技術上又は、役務の完了に必要となる当然やるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。
- (2) 駐屯地施設内の立入りに関しては、必ず官側立会いの上で実施する。
- (3) 清掃方法については、高圧洗浄等により行うものとし、壁面、床面及び仕切板を実施する。
- (4) 汚泥汲取り方法については、上部油分、油分を含む水（中間水）及び下部沈殿汚泥（土・砂等を含む）を全てバキューム車により回収する。
- (5) 汲取りを実施した汚泥、油分及び洗浄水等については全て場外搬出するものとし、請負業者の責任において、法令を順守し、適切に管理及び処分を実施する。なお、最終処分終了後、マニフェストE票までを履行期限までに監督官に提出する。
- (6) 下記書類については、契約締結後速やかに提出を行う。また、その他官側が指示する書類に
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（※自衛隊様式）
 - ・ 産業廃棄物収集運搬許可申請証（写し）
 - ・ 産業廃棄物処分許可申請書（写し）

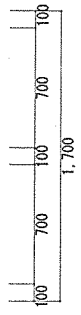
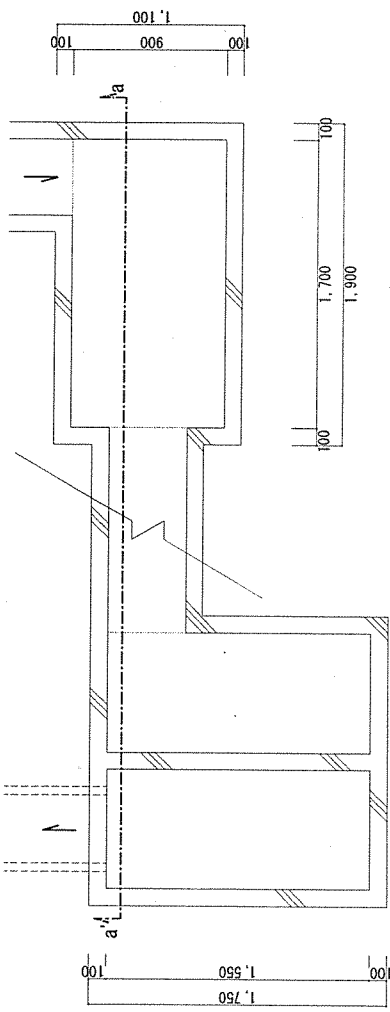
(7) 清掃及び汲取り処分を実施する油分離槽等については下表による。

使用施設	名 称	長さ×幅×水面（深さ）	汚泥汲取予定数量 (kg)		備 考
			1 回目	2 回目	
第 1 洗車場	油分離槽①	第 1 槽：1.70×0.90×0.63 (1.20)	960	960	
		第 2 槽：1.50×1.50×0.40 (1.34)	900	900	
第 2 洗車場	油分離槽②	2.70×1.20×0.70 (1.20)	2,260	2,260	
第 1 整備工場	油分離槽③	1.00×0.60×0.60 (1.95)		360	
第 2 整備工場	油分離槽④	1.20×0.70×0.73 (1.50)	610		
全施設	洗浄水	汚泥汲取量×0.3	946	896	
	小 計		5,676	5,376	
合 計（年間予定数量）		11,052 kg			

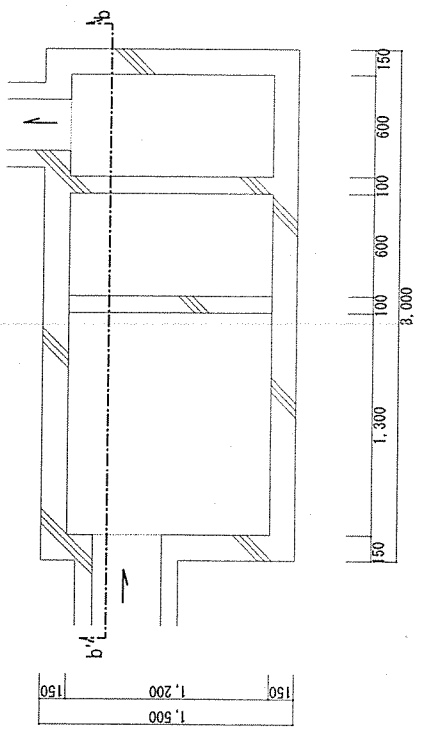
- (8) 本作業については、油分離槽等の清掃及び汚泥汲取りを年間2回実施予定（8月・1月）とし、細部日程については監督官との調整による。また、汚泥の増加等により随時の汲取りを実施する場合は、監督官との調整により実施する。



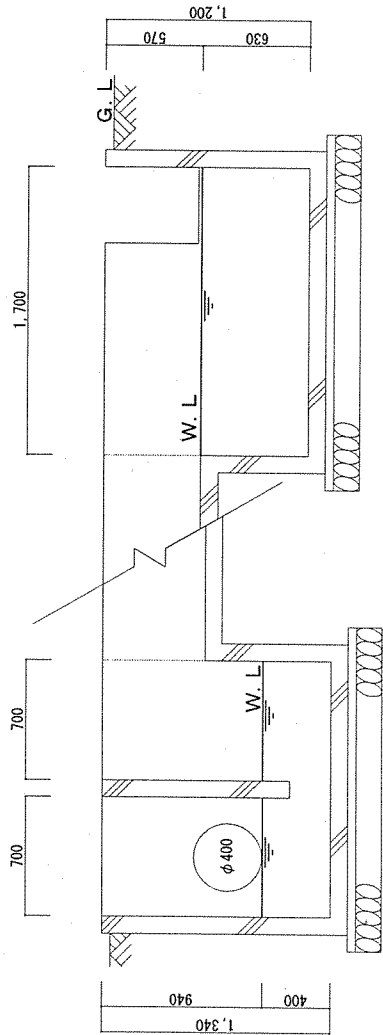
役 務 名	新町油分離槽清掃役務及び産業廃棄物運搬処分	図面番号	2 / 4
種 別	仕様書	配置図	縮 尺
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			



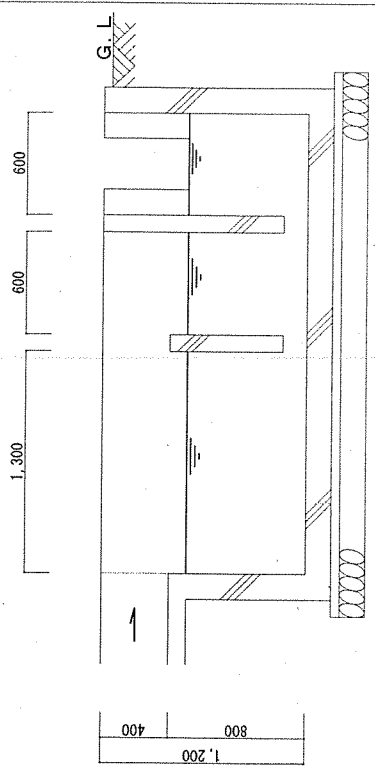
油分離槽①-平面図 1:30



油分離槽②-平面図 1:30

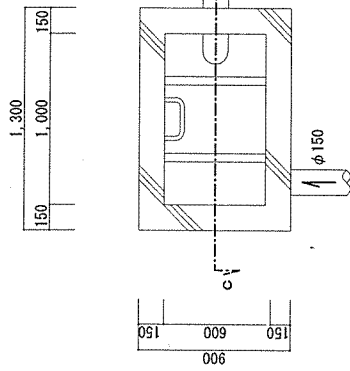


断面図 a-a' 1:30

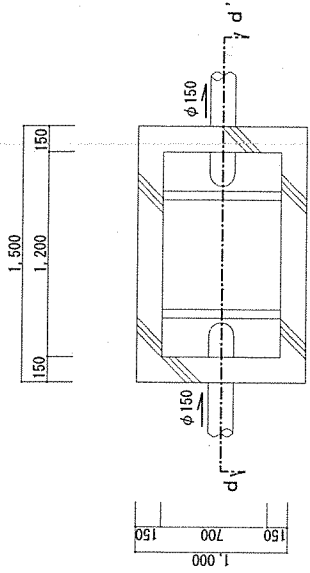


断面図 b-b' 1:30

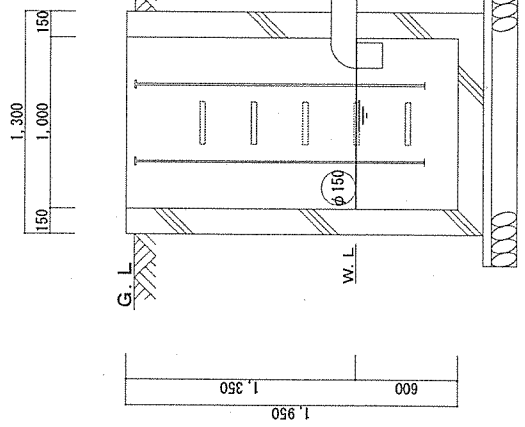
役 務 名	新町油分離槽清掃役務及び産業廃棄物運搬処分	図面番号	3 / 4
種 別	油分離槽①平面図 a-a' 断面図 油分離槽②平面図 b-b' 断面図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			



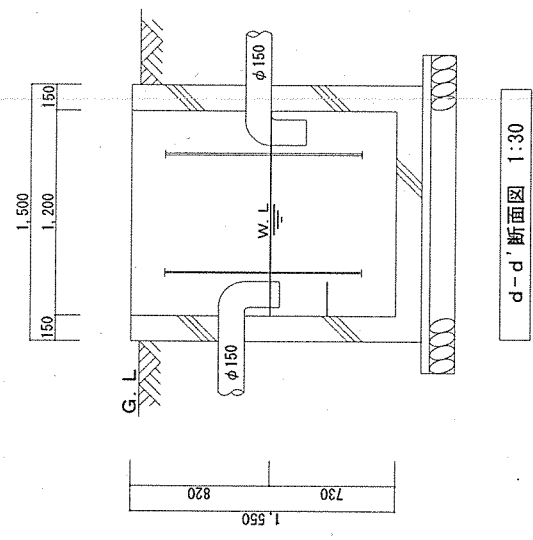
油分離槽③-平面図 1:30



油分離槽④-平面図 1:30



c-c' 断面図 1:30



d-d' 断面図 1:30

役 務 名	新町油分離槽清掃役務及び産業廃棄物運搬処分	図 面 番 号	4 / 4
種 別	油分離槽③平面図 c-c' 断面図 油分離槽④平面図 d-d' 断面図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

市 価 調 査 票

FAXにて返信してください
FAX:0279-54-6960 担当:飯田

件 名 : 新町油分離槽清掃役務

品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備 考
新町油分離槽清掃役務	仕様書のとおり	ST	2			
産業廃棄物運搬処分	仕様書のとおり	KG	11,052			
	以下余白					
上記以外にも項目が必要な場合は、内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 令和6年2月29日

納 入 場 所 : 新町

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

氏 名

入 札 書

陸 上 自 衛 隊 相 馬 原 駐 屯 地 殿
第 4 0 6 会 計 隊 長 南 川 秀 春

¥ 単価 (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
新町油分離槽清掃役務	仕様書のとおり	ST	2			
産業廃棄物運搬処分	仕様書のとおり	KG	11,052			
	以下余白					
合 計						

履 行 期 限 令 和 6 年 2 月 29 日

納 入 場 所 新町

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令 和 5 年 6 月 20 日

住 所

氏 名